

ガス託送供給約款
(小売託送供給)

2023年4月1日実施
関西電力株式会社

目 次

- I 基本事項
 - 1 約款の適用
 - 2 この約款の届出および変更
 - 3 用語の定義
 - 4 引受条件
 - 5 実施細目
- II 託送供給に関する申込み
 - 6 託送供給検討の申込み
 - 7 託送供給の可否の検討および通知
 - 8 託送供給契約の申込みおよび締結
- III 託送供給の実施
 - 9 計量および熱量測定
 - 10 託送供給の実施
- IV 料金等の算定
 - 11 算定期間等
 - 12 託送供給料金
 - 13 託送供給するガス量の差異に対する措置
 - 14 ガスの過不足精算
 - 15 支払義務および支払期限日
 - 16 補償料の支払い
 - 17 設備負担金
- V 託送供給の制限・中止等
 - 18 託送供給の制限・中止
 - 19 託送供給の制限・中止の解除
 - 20 熱量等の変動
 - 21 損害の賠償
- VI 契約の継続および終了等
 - 22 契約の延長、変更および解約
 - 23 契約の解除

VII 保安

- 24 責任の分界
- 25 保安および維持管理
- 26 保安等による敷地・建物への立入り

VIII 申込み・問合せ窓口・その他

- 27 申込み・問合せ窓口
- 28 提供を受けた情報の取扱い
- 29 担保

附 則

- 1 実施期日
- 2 定期修理時等における取扱い
- 3 約款等の閲覧場所等
- 4 乖離率に係る暫定的措置

付 録

- 1 この約款の適用

別 表

- 別表1 ガスの性状等の基準
- 別表2 ガスの受入および払出のために必要となる設備
- 別表3 ガスの性状等の測定方法の例および監視方法
- 別表4 託送供給料金表
- 別表5 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算に係る単価
- 別表6 特定ガス導管事業の区間

I 基本事項

1 約款の適用

- (1) 当社が、以下の要件を全て満たすガス託送供給を行う場合の料金その他の供給条件は、このガス託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
 - ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。
 - ② 託送供給の払い出しが需要場所で行われること。
 - ③ 一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者の連結点以外で払い出すこと。
 - ④ 4（引受条件）に適合すること。
- (2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討および契約を申し込んでいただきます。8（託送供給契約の申込みおよび締結）により託送供給契約が成立したときはこの約款が託送供給契約の内容となります。
- (3) この約款は、別表6（特定ガス導管事業の区間）に定める供給区域等に適用いたします。

2 この約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第76条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。

この場合、託送供給の料金その他の供給条件は、変更後のガス託送供給約款によります。

3 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「託送供給依頼者」とは、この約款に基づき、当社と託送供給に係る契約を締結する方（託送供給検討に関する申込みをする方および託送供給契約の申込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 「需要家」とは、託送供給依頼者等からガスの供給を受けるガスの最終消費者をいいます。
- (3) 「託送供給検討」とは、受入検討と払出検討をいいます。
- (4) 「受入検討」とは、託送供給依頼者が当社のガス導管へのガスの受入を希望される場合に、当社が実施するガス受入可否についての検討をいいます。
- (5) 「払出検討」とは、託送供給依頼者が当社のガス導管からガスの払出を希望される場合に、当社が実施するガスの払出可否についての検討をいいます。
- (6) 「託送供給契約」とは、託送供給約款および基本契約、年次契約を合わせた契約の総称をいいます。
- (7) 「基本契約」とは、この約款に基づき、当社と託送供給依頼者との間の託送供給に関する基本的事項を定める契約をいいます。
- (8) 「年次契約」とは、この約款および基本契約に基づき、当社と託送供給依頼者との間の託送供給を実施する上での細目的事項を定める1年を単位とする各年次（以下「契約年度」といいます。）の契約（契約締結時点において、廃業または移転により当該契約の需要場所における託送供給先の需要が消滅する期日が明らかな場合において、託送供給依頼者からの申し出があり、当社が認めた場合の1年を単位としない契約を含みます。）をいいます。
- (9) 「受入地点」とは、当社が託送供給依頼者からガスを当社のガス導管に受け入れる地点をいいます。

す。

- (10) 「払出地点」とは、当社が託送供給するガスを、当社のガス導管から払い出す地点をいいます。
- (11) 「受入量」とは、毎時 0 分を起点とする 1 時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガスの量をいいます。
- (12) 「払出量」とは、毎時 0 分を起点とする 1 時間ごとの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出したガスの量をいいます。
- (13) 「月別受入量」とは、毎月 1 日 0 時から当該月末 24 時までの 1 か月ごとの受入量の合計（調整指令を行った場合は当該託送供給依頼分として製造事業者等が注入したガスの総量を含みます。）をいいます。
- (14) 「月別払出量」とは、毎月 1 日 0 時から当該月末 24 時までの 1 か月ごとの払出量の合計をいいます。
- (15) 「注入グループ」とは、払出エリアが同一となる払出地点と受入地点を纏めた集合体をいいます。
- (16) 「払出エリア」とは、任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表 6（特定ガス導管事業の区間）に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。
- (17) 「計画払出量」とは、毎日 0 時から 24 時までの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出すガスの量の計画値をいいます。
- (18) 「需要場所」とは、当社のガス導管から払い出された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。
- (19) 「翌日払出計画」とは、託送供給依頼者が当社に提出する翌日 0 時から 24 時までに払い出すガス量の計画値をいいます。
- (20) 「注入計画」とは、託送供給依頼者が当社のガス導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいいます。
- (21) 「注入計画指示量」とは、当社が託送供給依頼者に通知する注入計画に日次繰越量および月次繰越量を反映したガス量の計画値をいいます。
- (22) 「月間計画」とは、託送供給依頼者が当社に提出する 1 か月の払出ガス量の計画値を 1 日毎に合計したガス量の値をいいます。
- (23) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、当社のガス導管に注入するガス量を注入計画指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (24) 「基準最大受入量」とは、基本契約で定める、契約年度毎の 1 時間あたりの受入量の最大値をいいます。
- (25) 「基準最大払出量」とは、基本契約で定める、契約年度毎の 1 時間あたりの払出量の最大値をいいます。
- (26) 「契約最大受入量」とは、年次契約で定める契約年度を通じた 1 時間あたりの受入量の最大値をいいます。
- (27) 「契約最大払出量」とは、年次契約で定める契約年度を通じた 1 時間あたりの払出量の最大値をいいます。

- (28) 「契約年間託送供給量」とは、基本契約で定める、契約年度ごとの託送供給予定量をいいます。
- (29) 「契約月別託送供給量」とは、年次契約で定める、契約年度における暦月ごとの託送供給予定量をいいます。
- (30) 「実績年間託送供給量」とは、契約年度における託送供給量の合計をいいます。
- (31) 「熱量補正受入量」とは、次の式により求められる値をいいます。
$$\text{受入量} \times \text{当該受入ガスの総発熱量} / \text{標準総発熱量}$$
- (32) 「熱量補正払出量」とは、次の式により求められる値をいいます。
$$\text{払出量} \times \text{当該払出ガスの総発熱量} / \text{標準総発熱量}$$
- (33) 「月次繰越量」とは、月別払出量と月別受入量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガスの量をいいます。
- (34) 「日次繰越量」とは、毎日 0 時から 24 時までの注入計画指示量（調整指令を実施した場合には、変更後の数値をいいます。）と受入量に生じた差の合計値をいいます。
- (35) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。
- (36) 「堺地区」とは、堺市およびその周辺地域に当社が保有するガス導管により託送供給を実施する地区をいいます。
- (37) 「南港地区」とは、大阪市に当社が保有するガス導管により託送供給を実施する地区をいいます。
- (38) 「姫路地区」とは、姫路市およびその周辺地域に当社が保有するガス導管により託送供給を実施する地区をいいます。
- (39) 「計量」とは、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。その他この約款に定めのない用語の定義については、ガス事業法の定めによるものとします。

4 引受条件

託送供給依頼者が託送供給を希望される場合は、次の条件を満たしていただきます。

- (1) ガスの受入および払出が、当社のガス導管との間において行われるものであって、1 契約における受入地点および払出地点は、当社のガス導管で接続している各々 1 箇所であること。
- (2) 注入計画指示量と受入量が一致すること。
- (3) 託送供給依頼者がガスを供給するための設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。
 - ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入量
 - ② 日次繰越量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の 5 パーセント
 - ③ 月次繰越量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の 5 パーセント
- (4) 当該託送供給に関して、原則として、当該託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。
- (5) 託送供給量が、受入地点および払出地点間における当社のガス導管の供給能力の範囲であり、託送供給依頼者のガスの供給設備の運用において、当社のガス導管の運営に支障を生じないものであること。

- (6) 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社のガス導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社のガス導管への注入に必要な圧力であること。
- (7) 受け入れるガスの性状等が、別表 1 に定める基準を満たしていること。
- (8) 託送供給の実施にあたっては、原則として、別表 2 に掲げる設備を設け、別表 3 により託送供給依頼者および当社が常時監視を行うことができる状況が維持されていること。なお、別表 2 に掲げる設備は、個別のケースごとにその具体的な内容を決定するものとし、基本契約で定めます。
- (9) 託送供給依頼者が、安定的に、所定の量と性状のガスを製造または調達すること。
- (10) 当社が受け入れるおよび払い出すガスの圧力および量は、急激な変動がないよう制御されること。
- (11) 保安上または供給安定上必要な場合には、緊急遮断を含めた、迅速な対応が可能な体制・設備を有するとともに、当該体制・設備の運用について当社の指示に従うこと。

5 実施細目

この約款に定めのない事項は、基本契約または年次契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 託送供給に関する申込み

6 託送供給検討の申込み

- (1) 当社のガス導管へのガスの受入を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾の上、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に受入検討の申込みをしていただきます。

受入検討の申込みは、受入地点ごとに、1 検討として申込みをして頂きます。

なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

また、当社は検討に際して費用を要した場合は、その額に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

- ① 受入地点
- ② 受入地点のガス性状、圧力
- ③ 年間を通じた受入地点における 1 時間あたりの最大流量、最小流量
- ④ 受入開始希望日
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料またはガスの調達計画および管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

- (2) (1)に定める受入検討後に当社のガス導管からガスの払出を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に払出検討の申込みをしていただきます。

払出検討の申込みは、払出地点ごとに、1 検討として申込みをしていただきます。

なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

また、当社は検討に際して試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当

額を加えた金額を申し受けます。

- ① 託送供給の用途
 - ② 払出地点
 - ③ 払出地点の圧力
 - ④ 月別の託送供給予定量および年間合計量
 - ⑤ 託送供給期間（託送供給開始および終了の時期）
 - ⑥ 年間を通じた払出地点における 1 時間あたりの最大流量、最小流量および流量変動
 - ⑦ その他当社が必要と認める事項
- (3) 託送供給検討は、基準最大払出量の範囲内で、同一の需要場所における託送供給依頼者が変更される場合等、託送供給の諸条件に変更がない等明らかに供給が可能と当社が判断できる場合には不要とします。

7 託送供給の可否の検討および通知

- (1) 当社は、6（託送供給検討の申込み）に基づく申込みがあった場合には、4（引受条件）について検討し、この約款に基づく託送供給が可能な場合には、払出検討の検討結果に工事費用の概算を付して、申込みのあった日からそれぞれ 3 か月以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (2) 当社は、6（託送供給検討の申込み）に基づく申込みがあった場合には、4（引受条件）について検討し、この約款に基づく託送供給が不可能な場合には、その理由を付して、申込みのあった日からそれぞれ 3 か月以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (3) 当社は、託送供給の検討に(1)(2)に定める期間を超える期間が必要となることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者と個別に協議の上、検討期間を定めるものとし、当該期間内に(1)または(2)に準じて検討および通知します。

8 託送供給契約の申込みおよび締結

- (1) 託送供給依頼者は、7（託送供給の可否の検討および通知）(1)または(3)による検討結果の通知後、原則として 3 か月以内に、6（託送供給検討の申込み）で明らかにした事項その他受入検討および払出検討の前提となる事項に変更がないことを誓約の上、当社の定める様式により託送供給契約の申込みをしていただきます。
- (2) 託送供給依頼者と当社は協議の上、この約款に基づき基本契約を締結します。
- (3) 基本契約の期間は、原則として 3 年間以内とします。
- (4) 託送供給依頼者と当社は、協議の上、この約款および基本契約に基づき年次契約を締結します。

Ⅲ 託送供給の実施

9 計量および熱量測定

- (1) 受入量および払出量の計量は、原則として受入地点および払出地点に設置する計量設備によって行うものとし、計量方法の詳細は基本契約に定めます。
- (2) 受入地点および払出地点におけるガスの熱量測定は、原則として受入地点および払出地点に設置する熱量測定設備によって行うものとし、熱量測定方法の詳細は基本契約に定めます。
- (3) 計量の単位は、ノルマル立方メートル（以下「 m^3N 」と表示します。）とします。計量の際、小

数点以下の端数は切り捨てます。

- (4) 熱量測定単位は、メガジュール／ m^3N （以下「 $\text{MJ}/\text{m}^3\text{N}$ 」と表示します。）とします。熱量測定の際、小数点第2位以下の端数は切り捨てます。
- (5) 当社は11（算定期間等）(1)で定める算定期間毎の計量および熱量測定結果を、すみやかに託送供給依頼者に通知します。また、当社は定例の計量日以外に次の日に計量を行います。
 - ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者がガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
 - ② 22（契約の延長、変更および解除）の規定により、基本契約が終了した日
 - ③ ガスメーターを取り替えた日
 - ④ その他当社が必要と認めた日（託送供給依頼者との協議を行った場合であって、費用を要するときには、託送供給依頼者から計量に要した費用を申し受けます。）
- (6) 計量設備の故障等によって、受入量または払出量が正しく計量できなかった場合には、託送供給依頼者と当社との協議により受入量または払出量を確定するものとします。
- (7) 熱量測定設備の故障等によって、受入地点および払出地点におけるガスの熱量が正しく測定できなかった場合には、託送供給依頼者と当社との協議により受入地点または払出地点におけるガスの熱量を確定するものとします。

10 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者は、次の条件を満たすように受入量および払出量を調整するものとします。
 - ① 受入量と払出量が、それぞれ契約最大受入量と契約最大払出量を超過しないこと。
 - ② 暦月1か月間における熱量補正受入量と熱量補正払出量が一致すること。
- (2) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先だち、翌日払出計画を策定し、当該翌日払出計画の対象日の前日営業日までに通知していただきます。また、必要に応じて、1か月分の月間計画を策定し、前月20日までに当社に通知していただくことがあります。
- (3) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、1注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が提出した翌日払出計画がある場合は、注入計画を翌日払出計画に応じて按分し託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (4) 当社は、(3)で算定した注入計画に日次繰越量および月次繰越量を反映し、注入計画指示量として託送供給依頼者に通知いたします。
- (5) 託送供給依頼者は、原則として注入計画指示量と受入量が毎時0分から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものといたします。
- (6) 当社は調整指令を行うことがあります。なお、調整指令をに応じた時間帯の、当該製造事業者等にガスの製造等を依頼している託送供給依頼者の1時間ごとの受入量は、調整指令前の注入計画指示量に一致したものとみなします。

IV 料金等の算定

11 算定期間等

- (1) 12（託送供給料金）に定める託送供給料金、13（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料、14（ガスの過不足精算）(2)に定める精算料および16（補償料の支払

い) (1)に定める契約最大払出量超過補償料の算定は、暦月を単位として行うこととし、算定の対象となる期間（以下「算定期間」といいます。）は、原則として毎月1日の0時から当該月の末日の24時までとします。

ただし、託送供給を開始し、または終了する月の料金の算定期間は、開始日の0時から開始日の属する月の末日の24時まで、または終了日の属する月の1日の0時から終了日の24時までとします。

- (2) 12（託送供給料金）に定める託送供給料金、13（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料、14（ガスの過不足精算）(2)に定める精算料および16（補償料の支払い）に定める各補償料（以下総称して「料金等」といいます。）について、消費税および地方消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の算定においては、それぞれ1円未満の端数を切り捨てるものとします。

1.2 託送供給料金

託送供給料金は、次のとおり算定した流量基本料金および従量料金の合計額に、消費税等相当額を加えた金額とします。

- (1) 流量基本料金は、契約最大払出量に別表4の流量基本料金単価を乗じた額とします。
- (2) 従量料金は算定期間における払出量に別表4の従量料金単価を乗じた額とします。
- (3) 託送供給の開始または終了にあたり暦月に満たない期間が発生した場合は、当該月における流量基本料金を暦日数による日割り計算により算定することとし、詳細は基本契約に定めます。

1.3 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越量が生じた場合、当社は原則当該日の2営業日後の注入計画に反映するものとし、詳細は年次契約に定めます。
- (2) 毎時0分から始まる1時間ごとの注入計画指示量と受入量に生じた差の絶対値が注入計画指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額とします。

受入量が注入計画指示量を上回った場合＝（受入量－注入計画指示量）×注入計画乖離単価

受入量が注入計画指示量を下回った場合＝（注入計画指示量－受入量）×注入計画乖離単価

なお、注入計画乖離単価については別表5（注入計画乖離単価、ガスの過不足精算に係る単価）に定めるものとします。

1.4 ガスの過不足精算

月別受入量と月別払出量に差異が生じた場合の過不足ガス量（以下「過不足ガス量」といいます。）は以下の算式により算定します。

月別受入量が月別払出量を上回った場合＝月別受入量－月別払出量

月別受入量が月別払出量を下回った場合＝月別払出量－月別受入量

- (1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者（以下「全ての託送供給依頼者」には、当社がガス

小売事業を行う場合には当社を含みます。)において、過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセント以下の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。

- (2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、または特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える場合、当該月の計画払出量の総量と当該月の月別払出量の総量との差異の絶対値が、当該月の計画払出量の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① 全ての託送供給依頼者の乖離率が 5 パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入量の 5 パーセントのガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。ただし、過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は 5 パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。

$$V = V1 \times V2 / V3$$

V = 月次繰越ガス量

V1 = 過不足ガス量

V2 = 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越量の合計

V3 = 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとしたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとしたします。

② 全ての託送供給依頼者または特定の託送供給依頼者の乖離率が 5 パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入量の 5 パーセントのガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものとしたします。ただし、過不足ガス量の月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は 5 パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者としします。

－起因者の場合－

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとしたします。

過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量×

((精算対象月の全日本通関 LNG 価格×構成比率+精算対象月の全日本通関 LPG 価格×構成比率+石油石炭税等租税課金)×70 パーセント×換算係数+製造単価)

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとしたします。

過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量×

((精算対象月の全日本通関 LNG 価格×構成比率+精算対象月の全日本通関 LPG 価格×構成比率+石油石炭税等租税課金)×130 パーセント×換算係数+製造単価)

－起因者以外の場合－

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供

給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算出したガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V1 \times V2 / V3$$

V = 月次繰越ガス量

V1 = 過不足ガス量

V2 = 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越量の合計

V3 = 過不足ガス量が月別受入量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

— 起因者の場合 —

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として託送供給依頼者に支払うものいたします。

過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量 ×

((精算対象月の全日本通関 L N G 価格 × 構成比率 + 精算対象月の全日本通関 L P G 価格 × 構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 70 パーセント × 換算係数 + 製造単価)

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量 ×

((精算対象月の全日本通関 L N G 価格 × 構成比率 + 精算対象月の全日本通関 L P G 価格 × 構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 130 パーセント × 換算係数 + 製造単価)

－起因者以外の場合－

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとしたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとしたします。

- (3) (2)②(i)(ii)の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」および「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」および「当社が算定した換算係数」といたします。ただし、託送供給依頼者が希望する場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率および換算係数に代えることができます。

この値は基本契約に定め、変更はできません。

- (4) 過不足ガス量精算料の算定に用いる「実費相当単価」および「製造単価」は、別表 5（注入計画乖離率単価、ガスの過不足精算に係る単価）に定めるものとしたします。

1 5 支払義務および支払期限日

- (1) 託送供給料金の支払義務は、算定期間の翌月 1 日に発生いたします。
- (2) 16（補償料の支払い）に規定する補償料の支払義務は、当該事象を当社が認識した日に発生いたします。
- (3) 13（託送供給するガス量の差異に関する措置）に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月 1 日に発生いたします。
- (4) 14（ガスの過不足精算）に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月 1 日に発生いたします。
- (5) 託送供給料金および補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。
- (6) 注入計画乖離補償料および過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日が属する月の末日といたします。
- (7) (5)(6)に定める支払期限日が休日(日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 12 月 29 日および 12 月 30 日をいいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

－託送供給依頼者が当社に支払う場合－

- (8) 料金等および延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (9) (8)の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものとしたします。

- (10) (8)の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (15) 料金等および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

－当社が託送供給依頼者に支払う場合－

- (16) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (17) (16)の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (18) (16)の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。
- (19) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (20) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。
- (21) 延滞利息の支払義務は、原則として、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (22) 延滞利息の支払期限日は、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。
- (23) 過不足ガス量精算料および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

1 6 補償料の支払

次の場合には、当社は、各補償料を申し受けるものとします。各補償料は、消費税等相当額を加えた上で該当事象が発生した日が属する月の料金等とともに、当該月の料金等の支払期限日までにお支払いいただきます。

(1) 契約最大払出量超過補償料

当社は、年次契約に定める契約最大払出量を最大払出量が上回った場合は、以下の算式によって算出する金額に消費税等相当額を加算した金額を、契約最大払出量超過補償料として申し受けます。

また、契約最大払出量超過補償料が発生した場合、翌年次の年次契約においては、特別な理由がない限り原則として前年の最大払出量を下限として契約最大払出量を定めます。

$$(\text{最大払出量} - \text{契約最大払出量}) \times \text{流量基本料金単価} \times \text{当該年次契約の契約期間の月数}$$

なお、契約期間中に契約最大払出量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大払出量超過補償料といたします。

(2) 年次契約中途解約補償料

年次契約が途中で解約された場合には、次の算式によって算定される年次契約中途解約補償料を申し受けます。

契約最大払出量×流量基本料金単価×解約日の属する月の翌月から年次契約満了日の属する月までの残存月数

ただし、年次契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給依頼者の需要家の消費機器の増設等により、契約期間内に契約最大払出量を増量変更することが合理的と認められる場合、および年次契約の諸条件に変更のない供給者切替に伴う場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する年次契約中途解約補償料は申し受けません。

(3) 年次契約中途減少更改補償料

年次契約の有効期間中において、契約最大払出量を減少させるよう年次契約が更改された場合は、次の算式によって算定される年次契約中途減少更改補償料を申し受けます。

(更改前の契約最大払出量－更改後の契約最大払出量)×流量基本料金単価×更改日の属する月から年次契約満了日の属する月までの残存月数

1 7 設備負担金

- (1) 託送供給を実施するために、当社が新たに設備を設置する必要がある場合は、当社はその設備（計量設備を除きます。）の設置工事費用に消費税等相当額を加えた金額を、設備負担金として申し受けます。
- (2) (1)で新たに設置した設備を含む、託送供給を実施するために必要な設備の保守点検、修繕および更新にかかる費用は、設備負担金とは別に申し受けます。
- (3) (1)および(2)については、託送供給依頼者と工事等の積算方法および負担方法等に関する契約を別途締結いたします。

V 託送供給の制限・中止等

1 8 託送供給の制限・中止

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において当社に受け渡すガスの性状または圧力がこの約款、基本契約または年次契約と相違する場合は、受入地点および払出地点におけるガスの受け渡しをすみやかに中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、託送供給依頼者の設備の故障等により、受入量が著しく減少し、もしくは受入地点における受け渡しが可能となった場合、または託送供給依頼者等がガスを供給する需要家の設備の故障等により、払出量が著しく減少し、もしくは払い出しが可能となった場合は、受入地点および払出地点におけるガスの受け渡しをすみやかに制限または中止していただきます。

- (3) 当社は、(1)、(2)にかかわらず、託送供給依頼者がガスの受け渡しを制限もしくは中止しない場合または次のいずれかに該当する事由がある場合には、託送供給を制限または中止することがあります。その際は、当社は、あらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

- ① 天災地変その他の不可抗力による場合
- ② 当社の電気工作物またはガス工作物に故障が生じた場合
- ③ 当社の電気工作物またはガス工作物の保守点検その他の工事施工のため必要がある場合
- ④ 法令の規定による場合
- ⑤ 保安上または当社の発電所へのガスの供給上必要がある場合
- ⑥ 受け入れるガスの量、性状、圧力または払い出すガスの量がこの約款、基本契約または年次契約と相違する場合
- ⑦ 受入量または払出量が、月間計画から頻繁に大きく逸脱する場合
- ⑧ 受入量が注入指示計画量と著しく乖離する場合
- ⑨ 支払期日までに料金等または設備負担金の弁済がなされない場合
- ⑩ その他、当社事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
- ⑪ その他、託送供給依頼者がこの約款、基本契約または年次契約に違反した場合

19 託送供給の制限・中止の解除

- (1) 託送供給依頼者は、18（託送供給の制限・中止）(1)、(2)によるガスの受け渡しの制限または中止を解除しようとする場合には、あらかじめ当社と協議するものといたします。
- (2) 18（託送供給の制限・中止）(3)に基づき当社が託送供給を制限または中止した場合であって、託送供給の制限または中止の事由が解消した場合には、当社はすみやかに制限または中止を解除いたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者の責に帰すべき事由による託送供給の制限または中止およびその解除に要する費用を、託送供給依頼者から、その制限もしくは中止または解除に先立って申し受けます。

20 熱量等の変動

当社の払い出すガスの熱量、圧力等は、当社事業の遂行上、やむを得ず変動することがあります。

21 損害の賠償

- (1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施にあたり、託送供給依頼者の責に帰すべき事由により当社が損害を被った場合は、その損害を賠償していただきます。
- (2) 18（託送供給の制限・中止）(3)に基づく託送供給の制限もしくは中止、23（契約の解除）に基づく契約の解除または20（熱量等の変動）に基づく払い出すガスの熱量等の変動により、託送供給依頼者が損害を被った場合であっても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責を負いません。

VI 契約の継続および終了等

2 2 契約の延長、変更および解約

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは当社が可能であると判断した期間に限り、基本契約を継続するものとし、以降同様とします。
- (2) 託送供給依頼者が基本契約の有効期限内に基本契約の変更を希望する場合には、変更希望日の3か月前までに当社に申し込んでいただきます。
託送供給依頼者より申し込まれた基本契約の変更について、当社がこれを可能であると判断する場合には、当該変更について別途書面を締結します。
- (3) 託送供給依頼者が、基本契約期間の満了前に託送供給を終了しようとする場合は、終了日の3か月前までに、書面をもって当社に解約の通知をしていただきます。この場合、当該終了日をもって契約の全部は終了するものとし、ます。
- (4) 基本契約の期間満了または(3)に基づく解約により契約の全部が終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済していただきます。

2 3 契約の解除

- (1) 関係法令が変更され、または社会的・経済的変動がはなはだしく、契約の存続が困難または不相当と認められる場合には、当社は託送供給依頼者に書面により通知することにより契約の全部または一部を解除または変更することができるものといたします。
- (2) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、当社はただちに契約の全部または一部を解除できるものといたします。この場合、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務をただちに弁済していただくとともに、当社が被った損害を賠償していただきます。
 - ① 破産、民事再生、会社更生または特別精算の法的整理手続き開始の申立を受け、または自ら申し立てたとき
 - ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全命令の申立がなされたとき
 - ③ 強制執行の申立がなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 事業の全部または重要な一部もしくは託送供給によるガス供給事業の譲渡・分割または廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振出し、引受け、または裏書きした手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、またはその他支払いが停止されたとき
 - ⑦ 託送供給の制限または中止の事由が生じた場合において、託送供給依頼者が、当該事由を当社が定めた相当期間内に是正しないとき
 - ⑧ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (3) 契約の全部が解除により終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済して

たきます。

Ⅶ 保安

2 4 責任の分界

託送供給における責任の分界点は、原則として受入地点および払出地点とし詳細は基本契約に定めます。

2 5 保安および維持管理

当社は、当社が所有する設備について、保安および維持管理の責任を負うものとします。
また、需要家の消費機器に対しては緊急時の応急の措置を行います。

2 6 保安等による敷地・建物への立入り

- (1) 当社は、保安の確保または託送供給の実施に関して必要となる次の業務を実施するため、託送供給依頼者または託送供給依頼者がガスを供給する需要家の敷地または建物に、当該敷地または建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。
 - ① 計量設備および熱量測定設備の設置、維持管理、検査ならびに計量値および測定値の確認業務
 - ② 当社が所有する設備の設計、設置、維持管理もしくは検査業務
 - ③ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認業務
 - ④ 18（託送供給の制限・中止）に基づく託送供給を制限または中止するための業務、および 19（託送供給の制限・中止の解除）に基づく託送供給の制限または中止を解除するための業務
 - ⑤ 22（契約の延長、変更および解約）(4)および 23（契約の解除）(3)に基づき、当社の設備を原状に回復するための業務
 - ⑥ その他保安の確認等、託送供給の実施に伴って必要となる業務
- (2) (1)の場合、託送供給依頼者は正当な理由がない限り当社の立入りを承諾していただくとともに、託送供給依頼者に需要家から、敷地または建物に立ち入ることについて、あらかじめその同意を得ていただきます。

Ⅷ 申込み・問合せ窓口・その他

2 7 申込み・問合せ窓口

託送供給に関する申込み・問合せの窓口は、次のとおりとします。

関西電力株式会社 火力事業本部 火力企画部門 事業計画グループ 託送供給窓口
住 所 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
T E L 06-7501-0186

2 8 提供を受けた情報の取扱い

当社および託送供給依頼者は、託送供給検討の申込み日以降に、託送供給検討および託送供給の実施につき相互に知り得た相手方の技術上、経営上その他一般に公表していない事項を第三者に開示または漏洩しないものとし、これを託送供給検討および託送供給の実施以外の目的に使用しないことと

します。ただし、法令上必要とされる場合または相手方の書面等による同意を得た場合には、この限りではありません。

2 9 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、または託送供給開始後における基本契約の延長に際して、託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、もしくは保証を立てていただくことがあります。

附 則

1 実施期日

この約款は、**2023** 年 4 月 1 日から実施します。

2 定期修理等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間に限り定期的に行われる検査または修理をいいます。）により、受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

3 約款等の閲覧場所

この約款ならびに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

関西電力株式会社 本店 〒530-8270 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

付 録

1 この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

別表1 ガスの性状等の基準

この約款に基づく託送供給をお受けするガスの性状等の基準は下表のとおりとします。

項目	基準値	備 考
標準総発熱量	41.9 MJ/m ³ N	
総 発 熱 量	41.0 ～ 45.0 MJ/m ³ N	
メ タ ン	89.2 ～ 96.5 Vol%	
全 硫 黄	5.0 mg/m ³ N 未満	付臭剤中の硫黄分を除く
硫 化 水 素	1.0 mg/m ³ N 以下	
水 素	4.0 Vol% 以下	
一酸化炭素	0.05 Vol% 以下	
酸 素	0.01 Vol% 以下	
窒 素	1.0 Vol% 以下	
二酸化炭素	0.5 Vol% 以下	
アンモニア	検出せず	
受 入 温 度	0 ℃ 以上	

以下の項目については、個別に協議させていただきます。

- ・ 付臭剤濃度
- ・ ガス組成（メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン、窒素）
- ・ 燃焼性
- ・ 酸素
- ・ 水素
- ・ 一酸化炭素
- ・ 二酸化炭素
- ・ 炭化水素の露点
- ・ 水分
- ・ ガスのノッキング性
- ・ その他不純物

別表2 ガスの受入および払出のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際しては、原則として以下の設備が必要となります。

1 受入のために必要となる設備

設備名	機 能
フィルタ	不純物の除去
成分等の測定設備	・ ガスの組成分析 (炭化水素(メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン)、窒素、水素、酸素、一酸化炭素、二酸化炭素) ・ ガスの特殊成分分析(全硫黄、硫化水素、アンモニア) ・ ガスの付臭剤濃度の測定 ・ ガスの熱量測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
計量設備	ガス流量の測定
放散設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
流量制御弁または圧力制御弁	ガスの流量制御または圧力制御
テレメタリング、テレコントロール設備	遠隔監視および制御
受入導管	受入地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	連絡導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と当社の管理区分

2 払出のために必要となる設備

設備名	機 能
熱量測定設備	ガスの熱量測定
計量設備	ガス流量の測定
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメタリング、テレコントロール設備	遠隔監視および制御
払出導管	払出地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	連絡導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と当社の管理区分

注1 設備仕様は、電気事業法、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は、個別に協議させていただきます。

注2 上記のほか、法令の規定、ガス製造方法等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

別表3 ガスの性状等の測定方法の例および監視方法

この約款に基づくガスの性状等の測定および監視については、原則として以下の方法によるものとします。

なお、測定記録は当社へ提出していただきます。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続監視
炭化水素（メタン、エタン、プロパン、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン）、窒素、水素、酸素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
温度	温度計	連続監視
圧力	圧力計	連続監視
流量	計量器	連続監視

注1 上表の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

注2 測定方法は個別協議により他の方法によることがあります。

注3 原料性状、ガス製造方式、プラント運転状況から含有の可能性のない、または、一定範囲内にいることが明らかな成分については、必ずしも測定することは要しません。

別表 4 託送供給料金表

堺地区

	単位	単価
流量基本料金単価	契約最大払出量 1m3N あたり	金 29.86 円
従量料金単価	託送供給量 1m3N あたり	金 0.08 円

南港地区

	単位	単価
流量基本料金単価	契約最大払出量 1m3N あたり	金 55.04 円
従量料金単価	託送供給量 1m3N あたり	金 0.23 円

姫路地区

	単位	単価
流量基本料金単価	契約最大払出量 1m3N あたり	金 394.97 円
従量料金単価	託送供給量 1m3N あたり	金 0.88 円

別表 5 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算に係る単価

- 1 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりといたします。

(注入計画乖離単価) 1.90 円／m3N

- 2 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量を精算する際の実費相当単価は、ガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価) 実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価(1) + 製造単価(2)

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産および購入等に要した費用（以下「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産および購入等の量（以下「ガス生産等量」といいます。）で除したものをガス生産・購入単価といい、次の算式により算定するものといたします。なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出した上でガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに「精算対象月の全日本通関 LNG 価格および全日本通関 LPG 価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申込み時に「ガス生産・購入単価」または「精算対象月の全日本通関 LNG 価格および全日本通関 LPG 価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価は以下のとおりとします。

(製造単価) 1.90 円／m³N

別表6 特定ガス導管事業の区間

当社は以下の通り、特定ガス導管事業の区間、および払出エリアを以下のとおり定めます。

―堺から払い出すエリア―

堺地区

高圧	堺市	大阪府堺市西区築港新町3丁目1番地10号から 大阪府堺市西区築港新町1丁目2番地
----	----	---

南港地区

高圧	堺市 大阪市	大阪府堺市西区築港新町3丁目1番地10号から 大阪府大阪市住之江区南港南7丁目3-8から 大阪府大阪市住之江区平林北1丁目2番65号
中圧	大阪市	大阪府大阪市住之江区平林北1丁目2番65号から 大阪府大阪市住之江区平林北1丁目2番63号

―姫路から払い出すエリア―

姫路地区

高圧	姫路市	兵庫県姫路市飾磨区妻鹿常盤町から 兵庫県姫路市飾磨区中島3058-1から 兵庫県姫路市飾磨区今在家1351-38
中圧	姫路市	兵庫県姫路市飾磨区今在家1351-38から 兵庫県姫路市広畑区富士町1番地